

## 2025年度商店街振興事業の注意点と新規事業について

## 1 申請時の主な注意点

- (1) 商店街チャレンジ戦略支援事業、地域連携型商店街事業は、3月10日(月)午後5時です。

※申請書は押印省略となります

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。



- (2) 2025年度の(1)の申請は、1回限りとなります。追加募集はありませんので、申請漏れのないように、ご注意ください。

- (3) 申請金額の合計が予算をオーバーした場合、均等な割合で補助金を減額することがあります。イベント開催可否を十分検討していただき、また申請額の精度を高めた上での申請をお願いします。

## 2 実績報告時の主な注意点

- (1) イベント経費に係る明細を記載してください

警備委託費、ごみ処理費、レンタル備品など、人員数、数量がわかる明細を納品書、請求書、領収書のいずれかに必ず記載してください。

- (2) レンタル備品や各種購入品、出演者など、必ず写真に記録してください  
テントやイス、その他イベントなどで使用したレンタル備品などや、景品・記念品、出演者は、写真に記録して、カラーで提出してください。

- (3) 景品名、記念品名と数は、事前に、又は当日掲示してください

景品や記念品は「不特定多数の者にあらかじめ周知した個数以下の部分」が補助対象となります(景品表示法)。また、記念品の上限は200円(税込)です。上限を超えた場合、記念品購入の全額が補助対象外となりますのでご注意ください。

- (4) クレジットカードでのお支払いは原則できません

ただし、会長、会計の個人名義カードに限り立て替えを認めます。その場合、商店会と立替者との間での精算が確認できる領収書等を提出してください(※ポイント分を控除した額を精算すること)。

- (5) アルバイト代は、原則時給換算とし、東京都最低賃金(2024年10月1日現在:1,163円)を遵守してください。また、1日の従事時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間の休憩を少なくとも設定してください。(労働基準法第32条)

- (6) 景品当選時の受払簿の条件を見直します

個人情報管理と景品配布実績の確認の観点から、受払簿への記録内容については、当選者の氏名ではなく、当選した日時の記録とします。2,000円以上または20本以下の景品を払い出す場合は、原則的に景品1点ごとに当選日時、景品名を記録した受払簿を具備してください。

裏に続きます

(7) 商品の販売・発行元が、景品や記念品としての供与を禁止している場合  
商品の販売事業者やテーマパークチケット等の発行元が、景品・記念品と  
しての供与を禁止している場合は補助対象外となります。

(8) 交通安全協会への警備業務の依頼について

「警備業務」は、警備業法に基づく資格を有している団体のみ実施可能です。  
交通安全協会は資格がないため「警備業務」ができません。交通安全協会に  
イベントの交通整理等を頼む場合、但書きは「交通整理」等にしてください。

### 3 2025年度の新規事業

※申請を検討する商店会は  
事前にご相談願います。

(1) 全国連携事業（イベント事業）

他地域との相互の経済活性化に向けて、新たに「全国連携事業」を設け、商店  
街等が実施する「イベント事業」（年1回）を支援します。

補助率 都：5/9、市：1/3、商店街：1/9

補助限度額：予算の範囲内で別に定める額（都55万5千円）

＜例＞連携先の伝統芸能の団体や学生を招致し、イベント内のステージで  
披露 等

(2) こども応援事業

来街者の増加と将来の担い手の確保に向けた商店街活動を促すため、新たに  
「こども応援事業」を設け、商店街等がこども向けに実施する「イベント事業」  
（年1回）及び「活性化事業」を支援する。

○イベント事業

補助率：都5/9、区市町村：1/3、商店街：1/9 補助限度額：都55万5千円

＜例＞こども向け縁日、こども向けスタンプラリー 等

○活性化事業

補助率：都1/2、区市町村：1/3、商店街：1/6 補助限度額：都1,000万円

＜例＞こども向け（ひらがな）マップ、こども食堂 等

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

〒194-8520

町田市森野 2-2-22

町田市経済観光部産業政策課

担当：後藤、川崎

電話：042-724-3296（直通）

FAX：050-3101-9615

email：keizai010@city.machida.tokyo.jp